

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年4月1日作成)

法令名	P T A ・ 青少年教育団体共済法
根拠条項	第 19 条第 1 項、第 2 項
処分の概要	共済規程の変更命令等
法令の定め	<p>第 19 条第 1 項 行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、共済規程の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>第 19 条第 2 項 行政庁は、共済団体の業務又は財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、業務の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p>
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課社会教育指導係 (電話番号：011-231-4111 (内線) 35-516)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/shitei/shinsakizyunichiran.htm